

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	串田 俊之
登録番号又は法人番号	1 4 2 4 0 9 8 5
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	行政書士串田事務所
事務所所在地	富山県射水市戸破 3 3 1 7 番
処分年月日	平成 2 9 年 4 月 2 1 日
処分内容 (種類)	廃業勧告 ( 1 年間の会員の権利の停止を含む)
上記処分をした理由	<p>串田会員は、平成 2 8 年 (家) 第 1 9 9 8 号成年後見人の解任申立事件において、平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日高岡家庭裁判所より解任の審判を受けた。なお、その後、同人は即時抗告を行わず、審判は確定した。解任理由は、横領を疑われたもので、本会調査の結果、領収書の不適切な発行 (行政書士法第 1 3 条、行政書士法施行規則第 1 0 条、日本行政書士会連合会会則第 6 2 条違反)、金額の記載のない受取書を受領し自ら架空の金額を記入、また、数件におよぶ双方代理の行為が認められたこと、裁判所調査官の事情聴取に際し供述を何度も翻す事実もあり、およそ他人の財産管理者としてふさわしくないと判断されたこと及び、同人が受任していた成年後見業務複数件が、他士業者へ引き継がれたことなどもあわせ、行政書士の責務が果たされておらず、依頼者を無用な不安におとしめるなど一連のことは品位の保持を害すると判断した。(行政書士法第 1 0 条、日本行政書士会連合会会則第 5 9 条・第 6 0 条、富山県行政書士会会則第 5 1 条・5 2 条違反)</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条 行政書士法第 1 3 条 行政書士施行規則第 1 0 条 日本行政書士会連合会会則第 5 9 条 日本行政書士会連合会会則第 6 0 条 日本行政書士会連合会会則第 6 2 条 富山県行政書士会会則第 5 1 条 富山県行政書士会会則第 5 2 条